

令和 6 年度 第 1 回 栃木支部評議会議事概要報告（速報）

開 催 日	令和 6 年 7 月 23 日（火） 15：00～16：45
開 催 場 所	栃木県総合文化センター 第 3 会議室
出 席 議 員	東評議員、荒牧評議員、小田林評議員、小坂評議員、白土評議員、長評議員、宗像評議員、山本評議員（五十音順）
議 題	議題 1．協会けんぽの令和 5 年度決算見込み（医療分）について 議題 2．令和 5 年度栃木支部事業報告について 議題 3．その他
議 事 概 要 （主な意見等）	議題 1．協会けんぽの令和 5 年度決算見込み（医療分）について 議題 2．令和 5 年度栃木支部事業報告について 資料 1、2 に基づき事務局から説明 （被保険者代表 A） 先日、栃木支部から被扶養者宛に「栃の葉健診」の案内が届いた。健診会場は異なるが、今年に入り同様の案内が 3 通届いている。沢山案内をいただけることはありがたいが、家族は既に健診を申込済みである。申込をした段階で案内を送らないようにすれば、その分経費削減に繋がると思うが、協会けんぽで申込状況の把握はできないのか。 →【事務局】 「栃の葉健診」は、栃木支部主催で県内各地の公民館や病院等で開催している被扶養者を対象とした健診である。住んでいる地域によっては、健診会場が多い等の理由で複数回案内が届くことがある。被扶養者の特定健診実施率は、被保険者本人に比べて低い。被扶養者の特定健診実施率の向上は、協会全体及び栃木支部の課題であり、未受診者への受診勧奨を強化している。 健診受診後に健診結果データが登録されたことが確認できれば、それ以降は案内を行っていない。 （学識経験者 A） 重症化予防対策の推進における電話受診勧奨について、「事業所経由による対象者への受診勧奨（電話の取次ぎ）を拒否されている事業所」とあるが、どのような理由で拒否されるのか。 →【事務局】

【機密性 1】

協会では対象者本人の電話番号が分からないため、事業所経由で対象者に連絡をする必要がある。対象者がトラック運転手や工場勤務の方などの場合、現場作業に行っているため取次ぎできないと言われるケースや、会社内で既に受診勧奨を行っているので必要ないと断られるケースがある。

また、電話勧奨の際、個人情報の関係から具体的な内容を伝えることができず、趣旨を理解いただけずに拒否されるケースもある。

令和5年度は、受診勧奨を拒否されている事業所に対して、協力が得られるよう個別訪問による説明を実施した。訪問した結果、9割以上の事業所で事業に対する理解が得られたため、今後も訪問勧奨を継続する。

(学識経験者A)

一般的に考えれば、受診勧奨を拒否することがおかしいように思える。何とか理解してもらえよう、努力していただきたい。

→【事務局】

今後も各事業所を直接訪問し、事業の趣旨等を丁寧に説明することを継続していく。

(被保険者代表B)

新聞に「インセンティブ制度で栃木支部が全国5位になったこと」や「令和6年度の健康保険料率の変更」について、大きく掲載されており、内容も挿絵が使われていて、分かりやすく効果的だった。以前の評議会で、インセンティブ制度について従業員に説明することが難しいという話があったが、このように新聞等で大きく掲載されると、多くの人の目に止まりやすく、チラシ等を配るよりも効果的だと思った。今後も機会があればこのような取組みを継続していただきたい。

→【事務局】

本日は下野新聞社の評議員にご出席いただいているが、協会けんぽの事業に理解いただき、記事を掲載いただいたことに感謝申し上げます。

広報については非常に重要だと認識している。協会本部でも、今年度から広報企画室を設置し、各支部で実施していた広報を本部で一括して行い、全支部共通広報資材を作成するなどの取組みが進められている。また、SNSを活用した広報についても力を入れていく予定であり、LINEの運用も計画されている。今後、広報の重要性は益々高くなっていくと思うので、より一層力を入れていきたい。

議題3. その他（健康保険証とマイナンバーカードの一体化、報告事項）

資料3に基づき事務局から説明

(被保険者代表C)

現時点でマイナンバーカードと保険証の紐づけがされている加入者には、資格確認書は届かないという認識でよろしいか。

【機密性 1】

→【事務局】

ご認識のとおりである。

(被保険者代表 C)

資格確認書が交付された加入者について、その後マイナンバーカードと保険証の紐づけを行った場合、マイナンバーカードを医療機関に提示すれば、資格確認書は提示不要という認識でよろしいか。

→【事務局】

ご認識のとおりである。マイナ保険証を利用することで、限度額適用認定証の申請や高齢受給者証の持参が不要になる等のメリットがある。

(被保険者代表 C)

資格確認証の有効期間が最大 5 年とあるが、5 年経過すると新たに有効な資格確認証が届くのか。

→【事務局】

現時点での方針は未定である。

(被保険者代表 A)

薬局でマイナ保険証の提示を求められたことがあるが、医療機関で出された処方箋とお薬手帳を持っていたとしても、マイナ保険証を提示する必要があるのか。医療機関でも、医師が投薬情報を確認していると思うので、薬局で改めて提示する必要はないのではないか。

→【事務局】

本人の同意を得れば、薬局でも投薬情報を確認することができる。投薬情報を共有することで重複投薬等のリスクが軽減できる。

特 記 事 項	傍聴者なし
---------	-------

・次回、令和 6 年 10 月に開催予定。